

改定条項	第1条（本特約の内容）
改定後	三井住友カード株式会社（以下「当社」という）は、当社が発行する <u>Visa Infinite カード</u> 、 <u>プラチナカード</u> 保有者（以下「 <u>Visa Infinite カード会員</u> 」「 <u>プラチナカード会員</u> 」という）向けに、三井住友銀聯 <u>プラチナカード</u> を発行するものとします。
改定前	三井住友カード株式会社（以下「当社」という）は、当社が発行する <u>プラチナカード</u> 保有者（以下「 <u>プラチナカード会員</u> 」という）向けに、三井住友銀聯 <u>プラチナカード</u> を発行するものとします。

改定条項	第2条（本会員）
改定後	<u>Visa Infinite カード会員</u> 、 <u>プラチナカード会員</u> の内、本特約を承認のうえ入会申込みをした方で、当社が適格と認めた方を本会員とします。
改定前	<u>プラチナカード会員</u> の内、本特約を承認のうえ入会申込みをした方で、当社が適格と認めた方を本会員とします。

改定条項	第3条（カード種類の限定）
改定後	<u>Visa Infinite カード会員</u> 、 <u>プラチナカード会員</u> が三井住友銀聯カードを申し込んだ場合でも、当社が適格と認めた方には三井住友銀聯 <u>プラチナカード</u> を発行し、三井住友銀聯カードは発行されないことがあることを予め承諾するものとします。
改定前	<u>プラチナカード会員</u> が三井住友銀聯カードを申し込んだ場合でも、当社が適格と認めた方には三井住友銀聯 <u>プラチナカード</u> を発行し、三井住友銀聯カードは発行されないことがあることを予め承諾するものとします。

改定条項	第4条（自動解約）
改定後	本会員が、当社が発行する <u>Visa Infinite カード</u> 、 <u>プラチナカード</u> を全て解約する等の事由により <u>Visa Infinite カード会員</u> 、 <u>プラチナカード会員</u> でなくなった場合 もしくは 三井住友カード会員規約に従い会員資格を喪失した場合は、三井住友銀聯 <u>プラチナカード</u> も当然に自動的に解約されるものとします。
改定前	本会員が、当社が発行する <u>プラチナカード</u> を全て解約する等の事由により <u>プラチナカード会員</u> でなくなった場合 もしくは 三井住友カード会員規約に従い会員資格を喪失した場合は、三井住友銀聯 <u>プラチナカード</u> も当然に自動的に解約されるものとします。